

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第3回 代表者を退くと役員退職金がもらえる？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。息子が取締役になって3年経過したので、事業承継税制の贈与税の納税猶予制度を受けて株式の移転を図るため、息子を代表取締役にして、私は非常勤の取締役会長に退こうかと思っています。このような場合に、役員退職金を受け取っても税務上問題にならないのでしょうか？



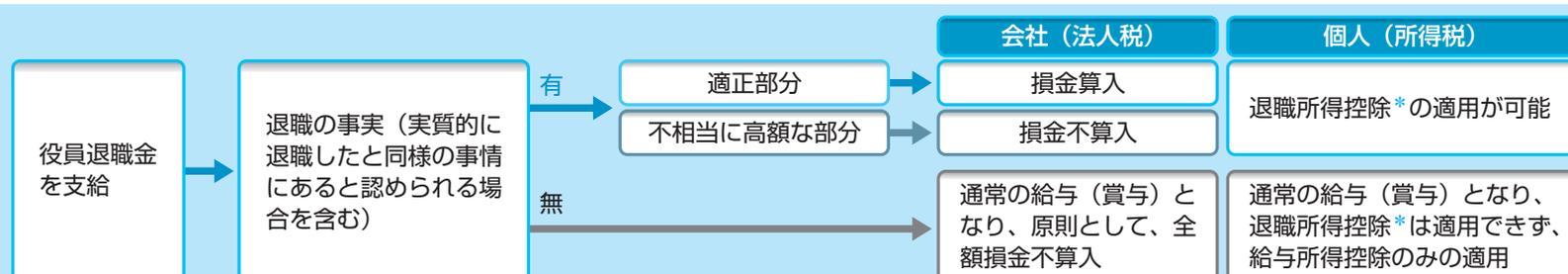
事業承継税制の適用要件を満たすため、息子を代表取締役にして自身は取締役になるといったケースが考えられます。このような場合に、給与を激減させるなど実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合には、支給した役員退職金は、会社では役員退職金（不相当に高額な部分を除く）として損金算入、個人では退職所得として退職所得控除の適用により給与所得に比べ所得税が大幅に減額となります。

ただし、実質的に退職したと同様の事情にあると認められない場合には、会社においては役員賞与として支給額の全額が損金不算入となり、また、個人においては給与所得となり退職所得控除が適用できないため、双方において大幅な税負担の増加が生じてしまいます。

### 解説

#### 1 役員退職金の損金算入・不算入

役員退職金の損金算入が認められるかどうかは、①退職の事実（実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合を含む）があるかどうか、②役員退職金の額が適正かどうかポイントになります。



\* 退職金に係る所得税は、【(退職金－退職所得控除額)× $\frac{1}{2}$ 】に税率を掛けて計算します。この場合の退職所得控除額は、下表のように勤続年数に応じて控除額が定められています。

勤続年数が20年以下の場合	勤続年数 × 40万円 (80万円に満たない場合は80万円)
勤続年数が20年超の場合	(勤続年数 - 20年) × 70万円 + 800万円

(注) 役員としての勤続年数が5年以下の者に支給する役員退職金については2分の1課税の適用がありません。

#### 2 退職の事実とは

退職の事実には、役員の任期満了による退任、辞任や死亡等の事実だけでなく、右表ケースのように役員の分掌変更等により、その役員の地位や職務内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められる場合も含まれます。

具体例	留意点
常勤役員が非常勤役員になったこと	常勤していない者であっても代表権を有している場合や、実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は除かれます。
取締役が監査役になったこと	監査役でありながら実質的にその会社の経営上主要な地位を占めていると認められる場合や、使用人兼務役員として認められない大株主である場合は除かれます。
分掌変更等の後の役員の給与が概ね50%以上減少したこと	分掌変更等の後においても、その会社の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は除かれます。

#### 3 不相当に高額な部分かどうかの判定

通常、役員退職金は全額損金算入されますが、不相当に高額な部分は損金不算入となります。

なお、この不相当に高額な部分かどうかの判定は、その退職した役員の勤続期間、退職の事情、退職時の給与額、他の同規模同業種の会社における支給状況等から総合的に算定されますが、一般的には下記の算式により算定される場合が多いです。

##### ◆ 功績倍率法

$$\text{相当と認められる役員退職金支給額} = \text{退職時の報酬月額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率*}$$

\* 他の同規模同業種の会社における役員退職金の支給状況やその役員の地位等に照らして算定します。

##### 留意事項

##### 退職した事実の証明

税務調査で指摘されないように、議事録の作成、登記、証拠資料等の保管や、常勤役員が非常勤役員になった旨を社内報にて掲載したり、取引先等にも挨拶状を送付するなど、対外的にも分掌変更したことを通知するといいいでしょう。

##### 著者紹介



みそばた ひろと  
溝端 浩人（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
松本 栄喜（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

##### 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

